

平成17年6月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目1番20号
双日ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西 村 英 俊

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご押印のうえ、平成17年6月27日までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、平成17年6月27日までにご行使ください(23頁をご参照ください)。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番50号

ラディソン都ホテル東京 地下2階 ^{だいが}「醍醐」

本総会の開催場所は昨年と異なります。当日ご出席の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第2期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第2期損失処理案承認の件
第2号議案 資本減少の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
- 第3号議案 自己株式（第一回 種優先株式）取得の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
- 第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役3名選任の件
第6号議案 当社と双日株式会社との合併契約書承認の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 2,383,148個

ただし、第3号議案「自己株式（第一回 種優先株式）取得の件」につきましては、株式を取得する相手方が有する議決権の数は、商法第210条第5項により準用される同法第204条ノ3ノ2第4項により、出席株主の議決権の数に算入されないため、「総株主の議決権の数」は、2,314,060個となります。

2. 議案および参考事項

第1号議案 第2期損失処理案承認の件

当期は、「財務体質の抜本的強化」と「良質な収益構造への変革」を基本方針とする新事業計画の初年度であり、資産内容を徹底的に見直し、低採算事業からの撤退や保有不動産の処分等の資産健全化処理を実施した結果、連結ベースで事業構造改善損、関係会社等整理・引当損、有形固定資産等売却・除却損、有形固定資産等評価損、などの特別損失を計上したため大幅な当期純損失となり、また当社単体でも特別損失として多額の関係会社株式評価損を計上したため、大幅な当期純損失となりました。

このような状況から、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

当期末処理損失563,058,053,566円につきましては、資本準備金507,239,563,504円全額の取り崩しにより、55,818,490,062円を次期繰越損失として処理いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

損 失 処 理 案

摘 要	金 額
(当期末処理損失の処理)	円
当 期 未 処 理 損 失	563,058,053,566
計	563,058,053,566
これを次のとおり処理いたします。	
資 本 準 備 金 取 崩 額	507,239,563,504
次 期 繰 越 損 失	55,818,490,062

第2号議案 資本減少の件

第1号議案の承認可決を条件として、以下のとおり資本減少をいたしたいと存じます。

1. 資本減少の理由

第1号議案でご説明しておりますとおり、新事業計画に基づく資産健全化処理の結果、大幅な当期純損失となりましたため、資本準備金の全額取り崩しによる損失処理を行いましても次期繰越損失が生じますので、この次期繰越損失の一扫を図るとともに、将来の機動的な資本政策を実行するために、資本減少を行うものであります。

なお、今回実施いたします一連の未処理損失の一扫は、「資本の部」の勘定の振替であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、また発行済株式数にも変更はございませんので、一株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。

2. 資本減少の内容

(1) 減少すべき資本の額

当社の平成17年3月31日現在の資本の額336,122,742,706円を236,122,742,706円減少し、100,000,000,000円といたしたいと存じます。

(2) 資本の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少いたしたいと存じます。

(3) 欠損の補填に充てる額

資本減少額236,122,742,706円のうち、55,818,490,062円を資本の欠損(繰越欠損金)の補填に充てて損失を一扫し、残額180,304,252,644円的全額を「その他資本剰余金」として内部留保させていただきたいと存じます。

(4) その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 自己株式（第一回 種優先株式）取得の件

平成18年5月より普通株式への転換請求可能期間が開始する当社第一回種優先株式を当社が買い受けることによって普通株式の価値の希薄化を抑制するため、第1号議案および第2号議案の承認可決を条件として、商法第210条および当社定款の規定に基づき、当社第一回種優先株式につきまして、次のとおり自己株式の取得枠を設定させていただきたいと存じます。

1. 取得する株式の種類 第一回 種優先株式
2. 取得する株式の総数 26,300,000株（上限）
〔第一回 種優先株式発行済株式総数に対する割合 100%〕
3. 株式の取得価額の総額 600億円（上限）
4. 取得する相手方 株式会社UFJ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社東京三菱銀行
株式会社りそな銀行
三菱信託銀行株式会社
農林中央金庫
5. 取得する期間 第2号議案の資本減少の効力発生時から次期定時株主総会終結の時まで

なお、本件は、当社定款第9条の2第4項および第9条の8の規定により行う取得であり、買い受けの対象となる株式の種類が第一回種優先株式のみであること、および本優先株式の発行済株式総数に対する100%を上限として自己株式の取得枠を設定することから、商法第210条第7項に定める売却参加請求権を有する株主様はおられません。

第4号議案 取締役5名選任の件

現任取締役全員（5名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">ど ば し あ き お 土 橋 昭 夫 (昭和24年1月2日)</p>	<p>昭和47年4月 日綿實業株式会社 入社 昭和57年6月 ニチメン株式会社に商号変更 平成7年7月 東京建設第一部長 平成11年4月 建設本部長 平成11年6月 執行役員 平成13年4月 建設カンパニー長 平成14年4月 常務執行役員 海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当 平成14年6月 常務取締役、常務執行役員 建設・木材カンパニー管掌 海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 執行役員 ニチメン株式会社 代表取締役専務、専務執行役員 営業部門管掌 兼 CIO 兼 営業第二グループ担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 平成15年12月 ニチメン株式会社 代表取締役、取締役社長 兼 CEO 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長（現） 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社（ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更） 取締役（非常勤） （現） 〔他の会社の代表状況〕 双日株式会社 代表取締役社長</p>	11,158株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
2	はし かわ ま さき 橋 川 真 幸 (昭和24年1月25日)	昭和46年4月 株式会社三和銀行 入行 平成3年10月 内神田支店長 平成5年1月 株式会社大京出向 平成6年11月 株式会社三和銀行 営業本部第二部長 平成9年2月 個人部長 平成10年4月 企画部長 平成10年6月 取締役 平成11年6月 執行役員 平成13年3月 常務執行役員 平成14年1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行 合併により株式会社UFJ銀行に商号変 更 平成14年5月 専務執行役員 大阪中央支店長 平成14年7月 専務執行役員 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 取締役副社長執行役員 グループ統括担当 リスク管理担当 監査室長 平成15年6月 日商岩井株式会社 副社長執行役員 平成16年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 監査部担当 コンプライア ンス部担当 ニチメン株式会社と日商岩井株式会 社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役会長 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス 株式会社 社長補佐、監査部、コンプ ライアンス部担当 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社(ニチ メン・日商岩井ホールディングス株式 会社から商号変更)取締役 副社長執 行役員(現)社長補佐、監査部、コン プライアンス部担当 平成16年10月 双日株式会社 取締役副社長執行役員 (現)社長補佐 平成16年11月 当社 社長補佐、監査部、秘書部担当 (現) 平成17年4月 双日株式会社 社長補佐(コーポレー ト全般)(現)	24,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
3	こばやし かつ ひこ 小林 克彦 (昭和34年3月19日)	<p>昭和58年4月 住友海上火災保険株式会社 入社</p> <p>昭和62年5月 コーネル大学経営大学院卒業</p> <p>平成元年1月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店入社 投資銀行部門</p> <p>平成7年4月 メリルリンチ証券会社 東京支店入社 資本市場部ディレクター</p> <p>平成14年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社 東京支店入社 投資銀行本部マネージング・ディレクター</p> <p>平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 事業推進担当</p> <p>平成15年10月 経営企画、戦略推進担当役員補佐</p> <p>平成15年12月 経営企画、戦略推進担当 広報担当</p> <p>平成16年3月 双日シェアードサービス株式会社 監査役(非常勤)(現)</p> <p>平成16年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 リスク管理部担当 双日株式会社 専務執行役員 リスク管理部担当役員補佐 兼 特命事項担当</p> <p>平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 リスク管理部、人事総務部担当</p> <p>平成16年7月 双日ホールディングス株式会社(ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更)取締役 専務執行役員(現) リスク管理部、人事総務部担当</p> <p>平成16年8月 双日株式会社 取締役専務執行役員(現)</p> <p>平成16年10月 双日株式会社 法務部、リスク管理部、リスク管理企画室担当(現)兼リスク管理企画室長</p> <p>平成16年11月 当社 コンプライアンス部、リスク管理部担当(現)</p>	20,800株

(印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
4	むら おか しげ お 村 岡 茂 生 (昭和8年7月7日)	昭和32年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 昭和50年4月 外務省ニューヨーク日本国総領事館領事 昭和59年6月 通商産業省貿易局長 昭和61年6月 通商産業省通商政策局長 昭和63年6月 通商産業省通商産業審議官 平成元年12月 日本生命保険相互会社 特別顧問 株式会社日本総合研究所 顧問 平成3年6月 富士通株式会社 常務取締役 平成6年6月 富士通株式会社 専務取締役 平成7年6月 株式会社富士通総研 代表取締役会長 平成12年7月 情報処理振興事業協会 理事長 平成15年7月 財団法人中東経済研究所 理事長 株式会社タイム二十四 代表取締役社長(現) 平成15年10月 J-POWER民営化ファンド株式会社 取締役 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社(ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から商号変更)取締役(非常勤)(現) 平成17年4月 財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問(現) 〔他の会社の代表状況〕 株式会社タイム二十四 代表取締役社長	7,900株
5	みや うち よし ひこ 宮 内 義 彦 (昭和10年9月13日)	昭和35年8月 日綿實業株式会社(現 双日株式会社)入社 昭和39年4月 オリエンツ・リース株式会社 入社 昭和45年3月 取締役 昭和55年12月 代表取締役社長 平成元年4月 オリックス株式会社に商号変更 平成11年3月 富士ゼロックス株式会社 取締役(現) 平成12年4月 オリックス株式会社 代表取締役会長 平成12年9月 株式会社あおぞら銀行 取締役(現) 平成15年3月 昭和シェル石油株式会社 取締役(現) 平成15年6月 オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役会長(現) 平成16年4月 ソニー株式会社 取締役(現) 規制改革・民間開放推進会議 議長(現) 平成16年5月 社団法人日本経済団体連合会 評議員会 副議長(現) 平成17年3月 株式会社大京 取締役(現) 〔他の会社の代表状況〕 オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役会長	0株

- (注) 1. 村岡茂生氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役の要件を満たしております。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役 仲谷 勝、品川正治の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。また現在、監査役の体制は両氏を含めて4名ですが、監査体制の強化充実を図るため、1名増員したいと存じます。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

(印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	や はた しゅん さく 八 幡 俊 朔 (昭和20年6月23日)	昭和44年7月 株式会社三和銀行 入行 平成元年11月 武蔵小杉支店長 平成7年3月 国際審査部長 平成10年4月 与信企画部長 平成10年6月 取締役 与信企画部長 平成11年6月 執行役員 与信企画部長 平成12年6月 市場国際部、国際審査部担当 平成13年3月 常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス 常務執行役員 市場・国際ビジネスユニット長 平成13年10月 リスク管理ユニット特命事項担当 平成14年1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行合併により株式会社UFJ銀行に商号変更 平成14年1月 株式会社UFJ銀行 常務執行役員 与信企画部副担当 平成14年6月 今橋地所株式会社 社長(現) 〔他の会社の代表状況〕 今橋地所株式会社 代表取締役社長	0株
2	おか さき けん じ 岡 崎 謙 二 (昭和22年7月12日)	昭和45年4月 日綿實業株式会社 入社 昭和57年6月 ニチメン株式会社に商号変更 平成7年4月 カラチ支店長 平成7年12月 プラント第一部長 平成8年12月 経営企画部長 平成11年4月 輸送機本部長 平成11年6月 執行役員 平成12年4月 鉄鋼・機械カンパニーCEO補佐 平成12年10月 鉄鋼・機械カンパニーCEO 平成13年4月 常務執行役員、機械カンパニー一長 平成14年4月 専務執行役員、機械・金属カンパニー一長 平成15年4月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員 コーポレート部門掌握 兼 CFO 兼 財務部、経理部、法務・リスク管理部担当 平成15年12月 国内地域法人担当 兼務 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 専務執行役員 財務部、主計部、法務部、リスク管理部担当 兼 CFO 平成16年10月 取締役 専務執行役員 財務部、主計部担当 兼 CFO 平成17年4月 常勤監査役(現)	9,080株

(印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
3	ほしの かず お 星野和夫 (昭和14年5月22日)	昭和38年4月 日新製鋼株式会社 入社 昭和62年3月 周南製鋼所製鋼部長 昭和63年6月 周南製鋼所生産管理部長 平成3年6月 研究管理部長 兼 鉄鋼研究所長 平成5年6月 取締役 研究管理部長 兼 鉄鋼研究所長 平成7年6月 取締役 周南製鋼所長 平成8年6月 常務取締役 周南製鋼所長 平成11年5月 Acerinox, S.A. 取締役(現) 平成11年6月 専務取締役 ステンレス事業本部長 兼 ステンレス鋼管事業部長 平成13年6月 代表取締役副社長 ステンレス事業本部長 平成14年4月 代表取締役会長(現) 平成14年6月 社団法人日本経済団体連合会 理事 兼 常任理事(現) 〔他の会社の代表状況〕 日新製鋼株式会社 代表取締役会長	0株

- (注) 1. 八幡俊朔氏および星野和夫氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 当社と双日株式会社との合併契約書承認の件

1. 合併を必要とする理由

平成15年4月の当社設立以来、双日グループの持株会社として当社が担ってきた、経営統合の推進、合理化計画の実行、資産内容の健全化、選択と集中の加速およびガバナンス機能の強化などの役割は所期の目的を達成できたものと判断しております。

本年は、昨年9月に発表しております「新事業計画」の2年目にあたり、グループ経営体制の簡素化を図り、効率的且つ迅速な意思決定を行うことで計画の達成をより確実なものとするため、本年10月1日を合併期日として、当社の100%子会社である双日株式会社と合併するものであります。

合併後の新会社においては、合併期日に定款変更を行って商号を「双日株式会社」に変更し、現在の双日株式会社の取締役4名を新たに加えた経営体制で、「革新的な機能型商社」の実現に向けて邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ合併の趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただき、この合併契約書のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 合併契約書の内容

(1) 合併契約書（写）

合 併 契 約 書

双日ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と、双日株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、合併により、その定款を別紙のとおり変更する。なお、その効力は、合併期日において生ずるものとする。

第3条（合併に際して発行する株式と自己株式の移転）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、合併による新株の発行又は自己株式の移転は行わない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

甲が合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における乙の資産及び負債の状態等により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(1) 資本金

増加しない。

(2) 資本準備金

商法第288条ノ2第1項第5号の超過額から(3)及び(4)の金額を控除した額。

(3) 利益準備金

合併期日における乙の利益準備金の額。

(4) 任意積立金その他の留保利益の額

合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積み立てるべき項目は、甲乙協議の上決定する。

第5条（承認総会）

甲は、平成17年6月28日に、乙は、平成17年6月27日に、それぞれ株主総会（以下「本株主総会」という。）を招集し、本契約書の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（合併期日）

合併期日は平成17年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（会社財産の引継）

- 1 乙は、平成17年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において甲に引継ぐ。
- 2 乙は、平成17年3月31日から合併期日前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第8条（会社財産の管理）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後合併期日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。
- 2 甲は、第5条に定める甲の本株主総会において損失処理案の承認を得ることにより、資本準備金507,239,563,504円的全額を取り崩して損失の処理に充てる。
- 3 甲は、合併期日までの間に、第5条に定める甲の本株主総会の承認を得ることを条件として、以下の内容の資本の減少を行う。
 - (1) 減少すべき資本の額
資本の額 336,122,742,706 円を 236,122,742,706 円減少して、100,000,000,000円とする。
 - (2) 資本減少額のうち欠損の填補に充てる額等
資本減少額のうち55,818,490,062円を資本の欠損の填補に充て、繰越損失を一掃し、残額180,304,252,644円はその他資本剰余金として内部留保する。
 - (3) 資本減少の方法
発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少する方法による。
- 4 乙は、第5条に定める乙の本株主総会において損失処理案の承認を得ることにより、資本準備金437,118,355,726円を取り崩して損失の処理に充てる。

第9条（従業員の処遇）

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ変更することができる。

第10条（合併に際して就任する役員等）

- 1 合併期日において加瀬豊、藤島安之、石原啓資、佐藤洋二は、甲の取締役 にそれぞれ就任する。
- 2 合併前に甲の監査役に就任した者の任期は、合併がない場合に在任すべき時までとする。

第11条（役員の退職慰労金）

- 1 甲の取締役又は監査役のうち、合併に伴い退任する者、及び乙の取締役又は監査役のうち、前条第1項により甲の取締役又は監査役に就任しない者に対する退職慰労金は、それぞれの所定の基準に従い、それぞれ本株主総会の承認を得て、支給することができる。
- 2 甲の取締役又は監査役のうち、合併後も退任しない者、及び乙の取締役又は監査役のうち、前条第1項により甲の取締役又は監査役に就任する者に対する退職慰労金については、合併期日前日までの甲又は乙における在任期間（乙につき旧日商若井株式会社を含む。）を通算し、その期間に対する金額は、それぞれの所定の基準に従い算定するものとする。

第12条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の本株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

第14条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約終結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その原本を甲が、その写しを乙が、それぞれ保有する。

平成17年4月28日

甲 東京都港区赤坂六丁目1番20号
双日ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西村英俊 印

乙 東京都港区赤坂六丁目1番20号
双日株式会社
代表取締役社長 土橋昭夫 印

別紙定款

(下線は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条（商号） 当社は双日<u>ホールディングス株式会社</u>と称する。 英文ではSojitz Holdings Corporationと表示する。</p> <p>第2条（目的） 当社は次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、<u>当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. ~ 4. (省略) (新設)</p> <p>5. ~ 35. (省略)</p>	<p>第1条（商号） 当社は双日株式会社と称する。 英文ではSojitz Corporationと表示する。</p> <p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことならびに<u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>自動車リサイクル法上の使用済自動車の再生事業</u></p> <p>6. <u>温室効果ガス排出権の取引</u></p> <p>7. ~ 37. (現行どおり)</p>

(2) 合併契約書の参考事項

定款の変更（合併契約書第2条）

ア．変更の理由

第1条（商号）

合併に伴い、商号を「双日株式会社」、英文では「Sojitz Corporation」に変更するものです。

第2条（目的）

合併により当社の事業形態が変更することに伴い、事業目的の整備を行うとともに、現在の双日株式会社で営む事業を網羅するように営業目的を追加し、併せて現行の第5号から第35号までの号数を2号ずつ繰り下げるものです。

イ．変更の内容

変更の内容は14頁のとおりであります。

合併期日に就任する取締役（合併契約書第10条第1項）

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する株式の数
か せ ゆたか 加 瀬 豊 (昭和22年2月19日)	昭和45年5月 日商岩井株式会社 入社 平成4年11月 日商岩井ニューージーランド会社社長 兼 オークランド店長 平成7年4月 日商岩井株式会社木材製品部長 平成9年6月 日商岩井米国会社 ポートランド店長 平成11年1月 生活・資源事業グループエグゼクティブ 平成13年6月 執行役員、日商岩井米国会社EVP 平成13年10月 生活資材・化学品カンパニーSVP 平成14年4月 化学品・資材カンパニープレジデント 平成14年9月 社長特命事項担当兼務 平成15年1月 企画ユニット分掌補佐兼務 平成15年4月 取締役常務執行役員 企画ユニット担当役員 平成15年10月 IR室長 兼務 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 専務執行役員 秘書部、経営企画部、人事総務部、事業統括部担当 兼 海外担当 兼 CIO 平成16年8月 代表取締役 副社長執行役員（現） 社長補佐 平成17年4月 社長補佐（営業全般・海外担当）（現）	当社 14,400株 双日株式会社 0株

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 株式の数
ふじ しま やす ゆき 藤 島 安 之 (昭和22年3月25日)	昭和44年7月 通商産業省(現 経済産業省)入省 昭和54年4月 外務省在スペイン日本国大使館一等書記官 昭和57年5月 産業政策局産業組織政策室長 昭和60年11月 内閣法制局第四部参事官 平成2年6月 産業政策局産業資金課長 平成4年6月 貿易局総務課長 平成5年6月 資源エネルギー庁長官官房総務課長 平成6年7月 中部通商産業局長 平成8年7月 大臣官房審議官(産業政策局担当) 平成9年7月 経済企画庁日本銀行政策委員会経済企画庁 代表委員 平成10年7月 外務省パナマ共和国駐劄特命全権大使 平成13年8月 日商岩井株式会社国際業務部、グループ業 務部担当 業務顧問 平成14年6月 常務執行役員 新規事業ユニットリーダー 兼 株式会社日 商岩井総合研究所担当 平成15年4月 取締役 専務執行役員 新規事業開発グループ担当役員 兼 株式会 社日商岩井総合研究所担当役員 平成16年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社会併 により双日株式会社に商号変更 取締役 専務執行役員(現) 新規事業開発グループ担当 株式会社双日総合研究所 代表取締役社長 (現) 平成17年4月 CCO 兼 新規事業開発グループ担当 兼 コ ンプライアンス部担当(現) [他の会社の代表状況] 株式会社双日総合研究所 代表取締役社長	当社 9,300株 双日株式会社 0株

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 株式の数
いし ほん けい すけ 石原 啓資 (昭和26年8月5日)	昭和50年4月 日綿實業株式会社 入社 昭和57年6月 二チメン株式会社に商号変更 平成10年7月 工業樹脂部長 平成11年4月 合成樹脂第二部長 平成12年4月 基礎化学品第一部長 平成13年10月 基礎化学品部長 平成14年4月 執行役員 化学品カンパニー長 平成14年10月 化学品統括室長 平成15年4月 常務執行役員 中国地域担当 兼 中国総代表 兼 日綿(中国)有限公司董事長 兼 上海日綿有限公司董事長 兼 日綿(大連)有限公司董事長 兼 日綿(天津)有限公司董事長 兼 香港二チメン会長 平成16年4月 二チメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常務執行役員(現)、中国総代表 兼 双日中国会社董事長 兼 双日中国会社総経理 兼 双日上海会社董事長 兼 双日大連会社董事長 兼 双日天津会社董事長 兼 双日青島会社董事長 兼 双日広州会社董事長 兼 双日香港会社董事長 平成17年1月 兼 北京駐在員事務所長 平成17年2月 兼 双日上海会社総経理 平成17年4月 取締役(現) 営業全般補佐・海外担当補佐 兼 人事総務部担当(現)	当社 1,078株 双日株式会社 0株
さ とう よう じ 佐藤 洋二 (昭和24年7月14日)	昭和48年4月 日商岩井株式会社 入社 平成11年1月 日商岩井米国会社 財經・管理 経理・関連事業 セネラルマネージャー 平成15年1月 企画ユニットリーダー 平成15年4月 執行役員 企画ユニット担当役員補佐 平成16年4月 二チメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常務執行役員(現) 財務部、主計部担当役員補佐 平成16年10月 経営企画部、財務部、主計部担当役員補佐 平成17年4月 取締役(現) CFO 兼 財務部、主計部担当(現)	当社 2,100株 双日株式会社 0株

(注) 上記の候補者と当社および双日株式会社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 合併当事会社の商法第408条ノ2第1項第3号および第5号の貸借対照表および損益計算書の内容

当社の貸借対照表および損益計算書につきましては別添の「第2期報告書」の41頁から43頁に記載のとおりであります。

双日株式会社の貸借対照表および損益計算書につきましては次のとおりであります。

貸借対照表(平成17年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	740,943	流 動 負 債	1,064,984
現金及び預金	231,671	支払手形	10,515
受取掛金	35,949	貿易支払手形	56,736
商品	181,256	買掛金	137,666
在庫品	56,961	短期借入金	574,090
前払費用	18,545	関係会社短期借入金	27,540
繰上金	17,653	コマーシャルペーパー	139,200
短期貸付金	13,783	社債(1年内償還)	15,300
従業員短期貸付金	11,856	未払金	17,241
関係会社短期貸付金	1,600	未払法人税等	653
未収金	6,418	未払費用	3,550
未収金	97	前受金	15,257
未収金	107,621	預り金	59,674
未収金	3,063	前受収益	891
未収金	1,810	預り保証金	3,493
未収金	44,260	賞与引当金	1,402
未収金	10,881	その他の	1,769
未収金	2,487	固 定 負 債	371,307
固定資産	1,049,145	社 債	500
有形固定資産	18,881	長期借入金	241,599
建物	297	関係会社長期借入金	95,671
構築物	6,753	退職給付引当金	21,751
機械	426	その他の	11,784
運搬用具	260		
器具及び備品	75	負 債 合 計	1,436,291
土地	1,916		
無形固定資産	9,151	資 本 の 部	
電話加入権	6,027	資 本 金	292,184
電話専用権	30	資本剰余金	477,368
ソフトウェア	2	資本準備金	477,368
その他	5,950	利益剰余金	437,118
投資その他の資産	43	当期末処理損失	437,118
投資有価証券	1,024,236	その他有価証券評価差額金	21,646
関係会社株債	182,317		
関係会社株債	573,137	資 本 合 計	354,080
関係会社株債	0		
関係会社株債	715	負 債 及 び 資 本 合 計	1,790,372
関係会社出資	5,427		
関係会社出資	27,547		
関係会社出資	13,088		
関係会社出資	92		
関係会社出資	90,816		
関係会社出資	364,289		
関係会社出資	914		
関係会社出資	45,754		
関係会社出資	12,532		
関係会社出資	292,397		
関係会社出資	283		
関係会社出資	270		
関係会社出資	12		
資産合計	1,790,372		

損益計算書(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
<u>経常損益の部</u>		
<u>営業損益の部</u>		
売上高		2,475,475
売上原価		2,414,657
売上総利益		60,817
販売費及び一般管理費		57,874
営業利益		2,942
<u>営業外損益の部</u>		
<u>営業外収益</u>		51,363
受取利息	15,620	
受取配当金	21,164	
雑収入	14,578	
<u>営業外費用</u>		45,570
支払利息	36,316	
コマーシャルペーパー利息	2,919	
雑損金	6,333	
経常利益		8,735
<u>特別損益の部</u>		
<u>特別利益</u>		6,128
有形固定資産等売却益	520	
関係会社株式売却益	2,194	
投資有価証券売却益	3,413	
<u>特別損失</u>		440,802
有形固定資産等売却損	55,766	
有形固定資産等除却損	1,967	
有形固定資産等評価損	6,681	
投資有価証券売却損	12,053	
出資金売却損	375	
投資有価証券評価損	8,115	
出資金評価損	1,231	
関係会社等整理・引当損	123,308	
事業構造改善損	213,315	
先物取引清算損失	17,986	
税引前当期純損失		425,938
法人税、住民税及び事業税		5,468
法人税等調整額		16,648
当期純損失		437,118
当期未処理損失		437,118

重要な会計方針

1. 有価証券の評価は、子会社株式および関連会社株式は移動平均法による原価法によっています。また、その他有価証券で時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）に、時価のないものは移動平均法による原価法によっています。
2. 棚卸資産の評価は、個別法又は移動平均法による原価法によっています。
3. デリバティブおよび運用目的の金銭の信託の評価は、時価法によっています。
4. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっています。
平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっています。無形固定資産の減価償却は、定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
5. 貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
6. 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しています。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
8. 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
9. 新株発行費は、3年間で均等償却しています。
社債発行費は、社債の償還期限又は商法施行規則に規定する最長期間（3年間）のいずれか短い期間で均等償却しています。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
11. ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっています。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。
12. 大型不動産開発事業（総投資額が20億円以上且つ開発期間が1年超のもの）に係る正常な開発期間中の支払利息については、取得原価に算入しています。
13. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
14. 連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更

棚卸資産の評価方法は、個別法による原価法を採用しておりましたが、当期より個別法または移動平均法を採用することに変更しております。これは、旧日商岩井株式会社と合併したことにより、会計処理の統一を行い、また、当社も旧日商岩井株式会社と同一の基幹システムを導入したことにより、商品特性に応じてより適正な棚卸資産の評価および期間損益の計算を行う目的で、個々の取引毎に損益計算することが合理的な商品は個別法を採用し、その他の商品については価格変動による損益計算書への影響を平準化するために移動平均法を採用したことによるものです。なお、この変更による影響額は軽微であります。

追加情報

(投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資)

証券取引法の改正に伴い、金融商品会計に関する実務指針が改正され、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項において有価証券とみなされるもの)を従来の「出資金」および「関係会社出資金」より「投資有価証券」および「その他の関係会社有価証券」に表示を変更しております。なお、当期の「投資有価証券」および「その他の関係会社有価証券」に含まれる当該出資の金額はそれぞれ8,119百万円および715百万円であります。

貸借対照表および損益計算書に関する注記事項

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	194,126百万円
(2) 長期金銭債権	209,503百万円
(3) 短期金銭債務	120,656百万円
(4) 長期金銭債務	122,240百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	8,893百万円
4. 担保に供している資産	165,298百万円
5. 保証債務など	
(1) 保証債務	382,227百万円
(2) 受取手形割引高	24,556百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高	23百万円

(注)

保証債務には保証類似行為による金額142,531百万円を含んでいます。

輸出貿易信用状取引における銀行間決済未済の銀行買取残高を割引手形に準ずるものとして受取手形割引高に含めており、その金額は10,162百万円であります。

6. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産としてコンピュータ関連機器があります。

7. 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	301,338百万円
関係会社からの仕入高	452,995百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	46,593百万円

8. 1株当たりの当期純損失は368円33銭であります。

(自己株式を控除後の期中平均発行済株式総数により計算しています。)

9. 資本の欠損の額は、437,118百万円であります。

10. 商法施行規則第200条により、計算書類の用語および様式は財務諸表等規則により作成しています。また、同第48条第1項の規定および同第55条第3項により「子会社等に対する金銭債権」について、同第73条第2項により「子会社の株式等」について、同第80条第3項により「支配株主等に対する金銭債務」について、同第97条第3項により「子会社等との取引高」について、それぞれ「子会社」を「関係会社」に代替しています。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

さきに監査役を退任されました中尾舜一、政岡東馬、中村輝夫の3氏および本総会の終結の時をもって監査役を辞任されます仲谷 勝、品川正治の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴
なか 中	お 尾	しゅん 舜	いち 一	平成15年4月 常勤監査役 平成16年6月 退任
まさ 政	おか 岡	とう 東	ま 馬	平成15年4月 常勤監査役 平成16年6月 退任
なか 中	むら 村	てる 輝	お 夫	平成15年4月 監査役（非常勤） 平成16年6月 退任
なか 仲	たに 谷		まさる 勝	平成16年6月 常勤監査役 現在に至る
しな 品	がわ 川	まさ 正	じ 治	平成15年4月 監査役（非常勤） 現在に至る

第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬総額枠は、平成16年6月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役が月額1,600万円、監査役が月額550万円とご承認いただき、現在に至っておりますが、第6号議案でご提案しております本年10月1日付での当社と双日株式会社との合併による経営規模の拡大に伴う経営陣の強化、ならびに、第5号議案でご提案しておりますとおり監査体制の一層の充実を図るため、常勤の監査役を増員することに伴い、取締役の報酬総額枠を月額2,400万円、監査役の報酬総額枠を月額850万円と改定させていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬総額枠には、使用人兼務取締役の使用人としての給与を含まないものといたします。

第4号議案および第5号議案をご承認いただきますと取締役は5名、監査役は5名となり、さらに第6号議案をご承認いただきますと合併期日における取締役は9名、監査役は5名となります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotef.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
尚、当社HPに議決権行使サイトへのショートカットのアイコンを設けておりますのでアクセスも可能です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためSSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成17年6月27日（月曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（または携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

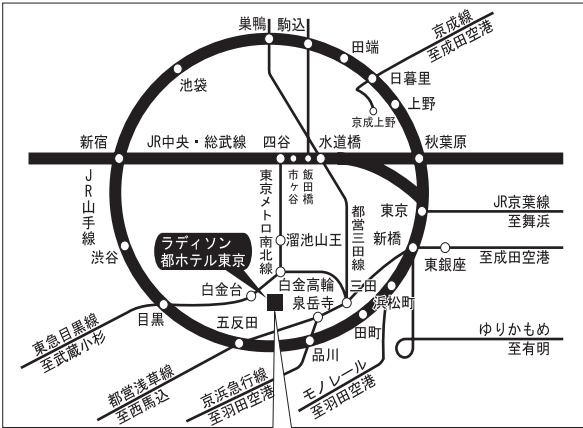
以上

システム等に関するお問合せ

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内略図

〒108-8640 東京都港区白金台一丁目1番50号
 ラディソン都ホテル東京 地下2階 ^{たいじ}「醍醐」
 電話番号 03-3447-3111 (代表)



東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線
 白金台駅[(N-02)(I-02)]
 2番出口より徒歩4分
 白金高輪駅[(N-03)(I-03)]
 1番出口より徒歩5分

